**特記仕様書**

１．事業番号及び事業名称

（１）事業番号：多デ推備　第１号

（２）事業名：庁内LAN接続電子計算機等購入事業

２．事業の概要

多治見市役所庁内LAN系ネットワークに接続して利用するパーソナルコンピュータ、並びに多治見市役所各課で管理するパーソナルコンピュータを共同して購入するもの。

なお、本事業では物件の納入のみを行うものとし、納入物件の設置・設定などの作業については、本事業の対象外とする。

３．納入物件について

納入物件については以下の通り。具体的な仕様内容については別紙内訳書を参照のこと。

・パーソナルコンピュータ（計141台）

４．設計書等に関する質疑及び納入物件の事前承認等について

（１）仕様書等に対する質疑がある場合は、書面にて提出すること。提出の方法は、電子メールとし、令和７年６月９日（月）午後４時必着とする。回答は令和７年６月11日（水）午後４時までに行う。

（２）入札に参加しようとする者は、納入するパーソナルコンピュータの仕様について、令和７年　６月12日（木）午後４時までに別紙パソコン内訳書に記載されている仕様と比較できるメーカーのホームページアドレス、機器資料等を電子メールにて提出すること。なお、事前承認を受けるハードウェアは１機種に限定する必要は無い。

事前承認の可否については、令和７年６月17日（火）午後４時までにデジタル推進課より電子メールで通知書を送付する。落札候補者として入札参加資格確認申請書を提出する際に、通知書の写しを併せて提出すること。

（３）提出場所

企画部デジタル推進課

電話番号：0572(22)1111　内線2514

FAX番号：0572(23)5604

電子メール：jouhou@city.tajimi.lg.jp

５．　納入期限

　令和７年８月29日（金）

６．　納入場所

多治見市役所駅北庁舎５階　（多治見市音羽町１丁目233番地）

７． 妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（２）受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

８．過失における違約金の徴収について

（１）この契約に関して、本業務に起因するところによる重大な過失等が発生した際、その原因が受注者の責によるものであると客観的に認められた場合、発注者はこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金の20分の１に相当する金額を上限として、受注者に請求できるものとする。

（２）受注者は発注者が指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

（３）違約金は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（４）本項に関する定めは、この契約による業務の履行後においても同様とする。

９．搬入

（１）搬入に際しては、製品及び建築物に損傷を与えないよう注意するとともに、納品・検査・引渡しまでの管理については受注者の責任において措置すること。

（２）搬入・移動については、アイドリングストップ等排出ガスの抑制に努めること。

（３）ダンボール等の納入物件の梱包材については、担当者から指示があった場合には１回に限り回収すること。

10．検収

（１）検収は納入物件が納入された後、係員が受注者立会いの上で行うものとする。

（２）検収の結果、不備な点が生じた場合には直ちに補修・取替えを行い、再検収を受けること。

11．保証

納入するパソコン等について検収後１年間は、正常な使用下において発生した故障、不具合に対し直ちに取替え修理を行うなど、保証の義務を負うものとする（延長保証の無いハードウェアの場合）。

12．支払

物品納入後速やかに検収を実施し、適正に物品が納品されていると認められた場合に、適法な請求書に基づいて支払いを行うものとする。